ニュース&トピックス
News & Topics

香港弁護士会との友好協定締結ならびにセミナー開催

友好協定締結およびセミナー開催の経緯

国際委員会委員長　石井 藤次郎（39期）

当会と香港大律師公会（HKBA）・香港律師会（LSHK）とは，世界大都市弁護士会会議（WCBL）や国際法曹協会（IBA）などを通じて交流を行っていたが，他方，当委員会では，ここ20年ほどで日本の弁護士がアジア圏に職域の拡大を求めて拠点を置いて活動している事例に注目し，2011年度夏期合同研究のテーマとして分科会を開くなどして研究を深めてきた。このような中，昨年7月には，山中副会長を団長として香港を訪問し友好協定締結を打診したところ期待以上の反応を頂いたため，今回の東京における2月20日の協定締結と共催セミナーの開催につながったものである。（当時の香港訪問の様子は本誌2011年10月号を参照されたい。）なお，日弁連は，近年LSHKと交流していたところ，両会の来日の機会に交流を深めたいとの希望があった関係で，本セミナーの後援を頂いたという経緯がある。

友好協定締結記念セミナーについて

国際委員会副委員長　山原 英治（44期）

香港弁護士会（HKBA，LSHK）との友好協定締結を記念したセミナーが二部構成でクレオにおいて開催された。

●第一部

「国際ビジネス紛争の解決フォーラムとしての香港」
（Hong Kong as a Forum for Cross-Border Business Dispute Resolution）

HKBAから，特に中国本土に進出する日本企業が直面する様々な紛争を香港での仲裁で解決する場合のメリットや留意点について，仲裁人でありバリスター（法廷弁護士）資格を有するKim Margaret Rooney氏による基調講演によって説明された。同氏は香港での仲裁（これは仲裁機関を利用するか否かに関わらない）が対中国紛争に関して多く経験を有していることを世界の各仲裁機関の係属案件数との統計で示した上で，「1994年仲裁法等の中国法は，いかなる仲裁も中国で行われなければならないという明文を持っている。」と指摘，その関連中国法に照らし，「中国国内仲裁（domestic arbitration）」と「外国関連仲裁（foreign related arbitration）」の概念に注意を促した。前者に関してはad hocの場合中国本土では認識されないこと，後者に関しては特に外国資本100%でのJV投資によって中国国内に会社を設立した場合等でそのように取り扱って良いかどうか論点となるので実務上契約等でいかに法的関係を「外国化」するか工夫を要する旨の指摘があった。これらの法的フレームワークの中での香港利用のメリットとして，中国政府との間で仲裁判断の相互尊重の合意がなされていることにも言及があった。

この基調講演を受けて，パネリストである簗瀬捨治弁護士からは「仲裁地の選定では相手方が納得する説得力ある場所を提示できるかどうかも重要」との指摘の上で，自身

の関与した中国案件で，香港仲裁がいかに迅速で合理的な進行や判断を示したかの具体例の報告があった。また，HKBAのChairmanであるKumar Ramanathan S.C.氏からも香港仲裁のメリットにつき基調講演を補足するコメントがあった。

●第二部

「中国への進出拠点としての香港」

（Hong Kong as a Base for Investment in China）

LSHKのPresidentであるJunius K.Y.Ho氏による基調講演が行われた。同氏の講演では第一部基調講演同様，仲裁や最近は裁判所が紛争の円満解決のためにmediation（仲介）のプロセスを尊重するようになっている，との言及のうえで，更にビジネスに関する部分に重点を置き，香港が対中国のハブとして有用であること，中国政府が香港を「金融サービス・センター」として有用であると認識，これは昨年から始まっている新５カ年計画においてもそう認識されていること，金融機関や中国語の読み書きができる人材（シンガポールでは話すことはできても読み書きが不得手な人材が多いと指摘）等のインフラについて説明があった。その上で，中国本土への外資の投資ストラクチャー（いわゆるWOFE等）について説明があった。

同氏の基調講演に引き続き，ソリシター（事務弁護士）の資格を有するRentaro Muto氏から，日本の親会社が香港子会社を設立し更に中国本土に孫会社を設立した場合を想定して，①香港会社を単なる持株会社とした場合，②中国本土の孫会社に対する支援機能を持たせた場合，③更に地域統括会社としての機能まで持たせた場合，のそれぞれの機能の変化に着目して，中国本土孫会社の設立の容易さ（「中国委託公証人制度」）や中国事業からの撤退の容易さ，香港の決済機能の活用，等について説明があった。また対中国投資に詳しい山田重嗣公認会計士からは，日本から直接中国に投資する場合と比較しての香港を経由する場合の間接投資とでのキャピタルゲイン税制上のメリット等に関する説明があった。更に日清食品ホールディングス株式会社法務部長新部敏氏からは同社が日本企業の中では中国市場への関与が比較的長く日本の弁護士の助力を得ずに直接中国弁護士の助力を得て中国への事業展開を行っていること，中国本土の弁護士には英語が通じない者がいること，中国本土への投資は90%以上が香港経由であること，「regional headquarter」はシンガポールに置いていること，等の社内方針や実務経験が報告された。

第一部，第二部ともに，モデレーターを務めた国際委員会の早川吉尚副委員長と野村高志委員によって，適宜発言者の意図や質疑応答の趣旨を明確にする作業が行われ，中国本土に進出する日本企業及びこれをサポートする日本法弁護士にとって有意義な情報が多数の参加者に共有された。

友好協定の調印式について

国際委員会副委員長　樋口 一磨（56期）

午前にはHKBA，午後にはLSHKとの間で，当会来賓室において友好協定書の調印式が行われた。友好協定書はそれぞれ英語版及び日本語版が用意され，各会の会長による署名がなされた。両会長からは，これを出発地点として，アジアの隣国同士，積極的な交流を行い，親交を深めていくことについて期待を込めた挨拶がなされ，固い握手が交わされた。記念品として，当会からは，各会名が刻まれた時計付のクリスタルペンスタンドと調印用のペンを寄贈した。HKBAからは，バリスターが所属するイギリスの４つのInns of Courtの紋章が記された楯が，LSHKからは中国

の陶磁器が贈られた。終始，今後の発展を予感させるようなフレンドリーな雰囲気であった。

友好協定締結記念レセプションについて

国際委員会委員　和知 麻里亜（53期）

友好協定締結記念のレセプションは，夕刻6時よりアーク森ビルイーストヒル37階のアークヒルズクラブにて執り行われた。当会からは，竹之内明会長，斎藤義房次期会長をはじめとした新旧理事者及び国際委員会の委員が出席し，日弁連からは海渡雄一事務総長をはじめ4名のご出席をいただいた。

弁護士会館からレセプション会場に直行せず，ホテルに立ち寄った香港弁護士会のメンバーの到着が遅れるというアクシデントはあったものの，ほぼ定刻にスタートし，終始なごやかな雰囲気で出席者の談笑が交わされた。歓談に華を添えたのが，37階から六本木や赤坂周辺を一望する絶景で，香港からのゲストも香港とはひと味違った東京の夜景を堪能した様子だった。

＊表紙裏にカラー写真掲載